

【表彰要項】

全国視聴覚教育連盟視聴覚教育功労者

1. 趣旨

多年にわたり、社会教育における視聴覚教育の振興に努力し、功績のあったものを表彰し、その勞に謝意を表すると共に、今後の視聴覚教育の発展に資する。

2. 表彰の基準

表彰の基準は、次のとおりとする。

(1)次の各号いずれかに該当すること。

(ア) 多年にわたり、社会教育における地域の視聴覚教育実践、普及または研究開発に努力し、視聴覚教育の振興に多大な貢献をした者
(イ) 全国または地域の社会教育における視聴覚教育関係団体において、その活動の推進、運営の改善に大きく貢献をした者

(2) 社会教育における視聴覚教育の振興に携わった年数が通算10年以上あること。

(3) 年齢が50歳以上の者であること。

3. 被表彰者数

原則として各県・団体等から推薦された者の50名程度とする。

4. 候補者の推薦

候補者の推薦は、別に定める推薦要項により、各都道府県・指定都市教育委員会または全国視聴覚教育連盟各加盟団体が行う。

5. 被表彰者の決定

被表彰者は、上記4によって推薦された候補者の中から全国視聴覚教育連盟会長が、全視連表彰者推薦委員会に諮って決定する。

「全視連表彰者推薦委員会」の委員は、全視連会長・副会長・事務局長その他視聴覚関係団体から若干名を委嘱する。

6. 表彰の方法

表彰状を授与し、記念品を贈る。

7. 表彰時期

毎年、原則として視聴覚教育総合全国大会開催の時期に合わせて行う。

(今年度の全国大会（令和4年1月22日）は新型コロナウィルスの感染拡大防止から開催を見合わせる場合があります。その場合、当連盟HPにてご案内いたします。)